西村あさひ法律事務所

バングラデシュ: 会社法等の最新投資法制の基礎(第 9 回)
会社法に基づく届出事項等

アジアニューズレター 2022 年 6 月 27 日号

執筆者:
E-mail 伴 真範

1. はじめに

連載第 9 回では、会社法に基づく届出事項等について解説致します [1]。

2. 会計報告

会社法上、会計報告に関する義務として、適正な会計帳簿の作成義務のほか、貸借対照表、損益計算書、監査報告書、取締役報告書等の会計に関連する書類の作成義務が定められています。

(1) 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表及び損益計算書は、原則として、各会計年度の末日から 9 か月以内に定時株主総会に提出することが必要とされています。貸借対照表には、会計年度の末日時点における会社の状況を適切かつ公正に反映した資産、資本及び負債の概要を記載する必要があります。他方、損益計算書には、会計年度における損益の状況を適切かつ公正に反映することが必要とされます。

貸借対照表及び損益計算書は、マネージング・ディレクターを含む最低 2 名以上の取締役によって署名されなければなりません。

(2) 監査報告書

監査報告書は、毎年定時株主総会に提出することが必要とされています。監査報告書は、貸借対照表及び損益計算書が会社の状況を適切かつ公正に反映しているか否かの監査人の意見のほか、監査に当たって必要な情報開示の有無、適切な会計帳簿作成の有無、貸借対照表及び損益計算書と会計帳簿との整合性等に関する監査人の意見も記載されます。

監査報告書は、担当監査人、又は担当監査人が法人の場合、同法人のパートナー(個人として監査人に就任可能な者)により署名されなければなりません。

(3) 取締役報告書

取締役報告書は、定時株主総会に提出される貸借対照表に添付されなければならず、次の事項が記載されなければなりません。

(i) 会社の状況
(ii) 貸借対照表に計上された留保資金を確保するために取締役会が提案する金額
(iii) 取締役会が推奨する配当金額
(iv) 会社の財務状況に影響を与える、貸借対照表の作成時から当該報告書作成までの間に生じた変化

[1] なお、連載第 1 回乃至第 8 回において定義した用語は、本稿においても同じ意味を有するものとします。

© Nishimura & Asahi 2022

なお、監査報告書上、監査人から留保等のネガティブな意見が記載された場合、取締役は、当該取締役報告書上において、最大限の情報を提供し、説明を行うことが必要とされています。

3. 届出書類

会計報告に関連する主な届出書類及びその提出期限等は、以下の通りです。

届出事項	頻度	期限	提出先
Schedule X (株主リスト及び事業概要)	毎年	定時株主総会から 21 日以内	RJSC
損益計算書	毎年	定時株主総会から 21 日以内	RJSC
貸借対照表	毎年	定時株主総会から 21 日以内	RJSC
Form 23B (監査人の選任、受諾又は受諾の拒否)	毎年	定時株主総会から 30 日以内	RJSC
Form VIII (特殊決議及び特別決議)	決議後	特殊決議及び特別決議から 15 日以内	RJSC

4. 会社帳簿

会計報告に関する書類のほか、会社法上、会社にて作成することが必要とされている書類には、次の帳簿が含まれます。

(i) 株主名簿
(ii) 株式移転登録
(iii) 株主総会議事録
(iv) 取締役会議事録
(v) 取締役名簿
(vi) 利害関係開示登録簿
(vii) 担保(Mortgage 又は Charge)を設定する法律証書の写し
(viii) 担保(Mortgage 及び Charge)に係る登録簿
(ix) 社債権者原簿

(次号に続く)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

© Nishimura & Asahi 2022

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

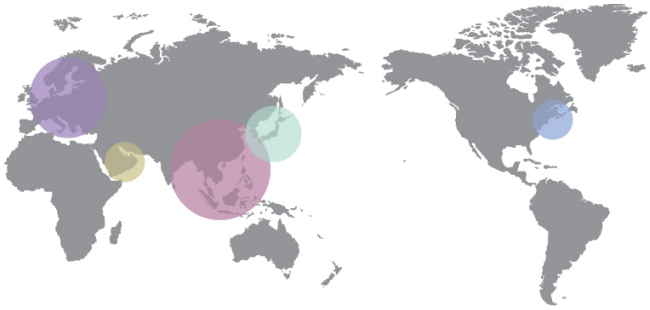

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー 山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪
Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
臼杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡
Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
髙木謙吾
中川佳宣

ドバイ
Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク
Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン
Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京
Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海
Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

シンガポール
Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ
Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン
Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

＊1 提携事務所 ＊2 関連事務所

Last updated: 2022.6

© Nishimura & Asahi 2022